

2009年3月13日

### 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が会合し、 会計基準のコンバージェンスに向けた進捗状況を確認

企業会計基準委員会  
国際会計基準審議会

企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)は、日本基準と国際財務報告基準(IFRS)とのコンバージェンスを加速することを目的とする第9回の会合を、開催しました。この会合は、ASBJの西川委員長、IASBのDavid Tweedie議長主導の下、3月11日及び12日に東京で行われました。

今回の会合では、IASBからは、IASBとFASFとの間で2006年に合意され2008年に更新された覚書(Memorandum of Understanding (MOU))に記載されているプロジェクトの進捗状況が説明されました。

これに対して、ASBJからは、日本基準と現行IFRSとの間の重要な差異(2005年7月の欧州証券規制当局委員会(CESR)による同等性評価案で示されたもの)に関するプロジェクトが、予定通り2008年末に完了したこと、東京合意に記述されているように、引き続き取り組んでいるIFRS及び日本基準とのコンバージェンスが順調に進んでいることを説明しました。さらに、ASBJからは、日本での上場企業によるIFRSの利用の可能性に関する企業会計審議会企画調整部会から2009年2月に公表された「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」の概要についても紹介しました。

そして、IASBが最近公表したディスカッション・ペーパーや公開草案のテーマとなっている以下の重要項目について、意見交換を行いました。

- 金融商品
- 収益認識
- 連結(SPEを含む)
- 財務諸表の表示

両者は、このような議論は、中長期的に改善を図る重要な項目の今後の高品質な会計基

準の開発に寄与するものであり、引き続き両者の緊密な連携が不可欠であることや IASB での基準開発に引き続き ASBJ が積極的に参画することを再確認しました。

西川郁生 ASBJ 委員長は、今回の会合について次のように述べました。

「日本では、昨年から日本企業への IFRS 適用に関する検討が進められている。その議論の中でも、IASB との東京合意で示されたように、2011 年 6 月末までに完成させるべく会計基準のコンバージェンスの継続・加速化を進めていくことが、我々に対する市場関係者のコンセンサスとなっている。したがって、ASBJ としては、我が国の金融資本市場の透明性を確保し、企業の国際的な比較可能性をより高めるため、IASB と連携し、高品質でグローバルな基準へのコンバージェンスに向けての取組みを続けていきたい。」

David Tweedie IASB 議長は、次のようにコメントしました。

「2008 年の終わりにワシントンで開催された G20 首脳の会合は、会計基準設定主体に単一の高品質でグローバルな会計言語を作り出すという目標に向かって集中的に作業することを求めている。金融庁が公表した中間報告（案）は、その目標の達成に向けての重要なステップである。日本における IFRS の適用を検討するという金融庁の提案を歓迎するとともに、G20 首脳が目指す目標の達成に向かう上での ASBJ の継続的な支援及び協力を称賛したい。」

今回の両者の会議は、2009 年 9 月にロンドンで開催する予定です。

#### 編集担当者への注釈：

##### 「東京合意」について

「東京合意」とは、2007 年 8 月 8 日において ASBJ と IASB が行った共同声明であり、当初、2005 年 3 月に公表された IFRS と日本基準間のコンバージェンス・プログラムを加速化する取組みである。この取組みの目的は、日本基準と現行の IFRS の間の重要な差異（2005 年 7 月の欧州証券規制当局委員会 (CESR) による同等性評価案で示されたもの）について 2008 年までに解消し、両者で識別された残りの差異を 2011 年 6 月までに取り除くことにある。2011 年という目標期日は、現在開発中であって 2011 年以後に適用となる新たな主要な IFRS については適用しないものとしているが、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととしている。

##### 「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」について

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」は、金融庁長官の諮問機関である企業会計審議会企画調整部会から、2009 年 2 月 4 日に公表された。中間報

告（案）の骨子は、以下のとおりである。

- 一定の考慮事項を充足することを条件に、2010年3月期の連結財務諸表から、国際的な財務活動を行っている上場企業又は市場において十分周知されている大規模な上場企業による国際会計基準の任意適用を提案している。いずれの場合にも、そのような企業はIFRSによる財務報告を適切に作成していることが求められる。
- 上場企業の連結財務諸表に対する国際会計基準の強制適用については、2012年を目途に判断することが考えられるが、中間報告に含まれているマイルストーンの達成やその他の動向が条件となる。

金融庁は、2009年4月6日までコメントを募集している。中間報告（案）は、金融庁のウェブサイト参照いただきたい。<http://www.fsa.go.jp/news/20/20090204-1.html>

### 企業会計基準委員会 (ASBJ) について

ASBJは、2001年7月に民間部門の機関として設立された。ASBJが開発した会計基準は、一般に公正妥当と認められた企業会計の基準として、金融庁により認められることとなる。ASBJは、企業が活動している環境を適切に反映した会計基準及び適用指針を開発している。ASBJは、海外の対応する機関とコミュニケーションを取り、世界的な会計基準の開発に貢献している。ASBJに関する詳細な情報は、ホームページ[www.asb.or.jp/index.php](http://www.asb.or.jp/index.php) をご参照いただきたい。

### 国際会計基準審議会 (IASB) について

国際会計基準審議会 (IASB) は、2001年に設立された IASC 財団の基準設定機関であり、独立した民間の非営利組織である。IASB は、公益に資するよう、一般目的財務諸表において透明性があり比較可能な情報を提供する、高品質かつ国際的な会計基準の単一のセットを開発することを公約している。この目的を追求するため、IASB は、広範にわたる公開の協議を行っているほか、世界中の国際機関や各国機関と協力している。その14人のメンバー（うち13人は常勤）は、9か国から選ばれ、幅広い職務上の経歴を有している。彼らは、IASC 財団の評議員会から選任されるとともに、これに対して説明責任を負っており、専門的な能力と、国際的なビジネス及び市場に関する経験の多様性に関して、選択し得る最良の組み合わせを選択することが要求されている。